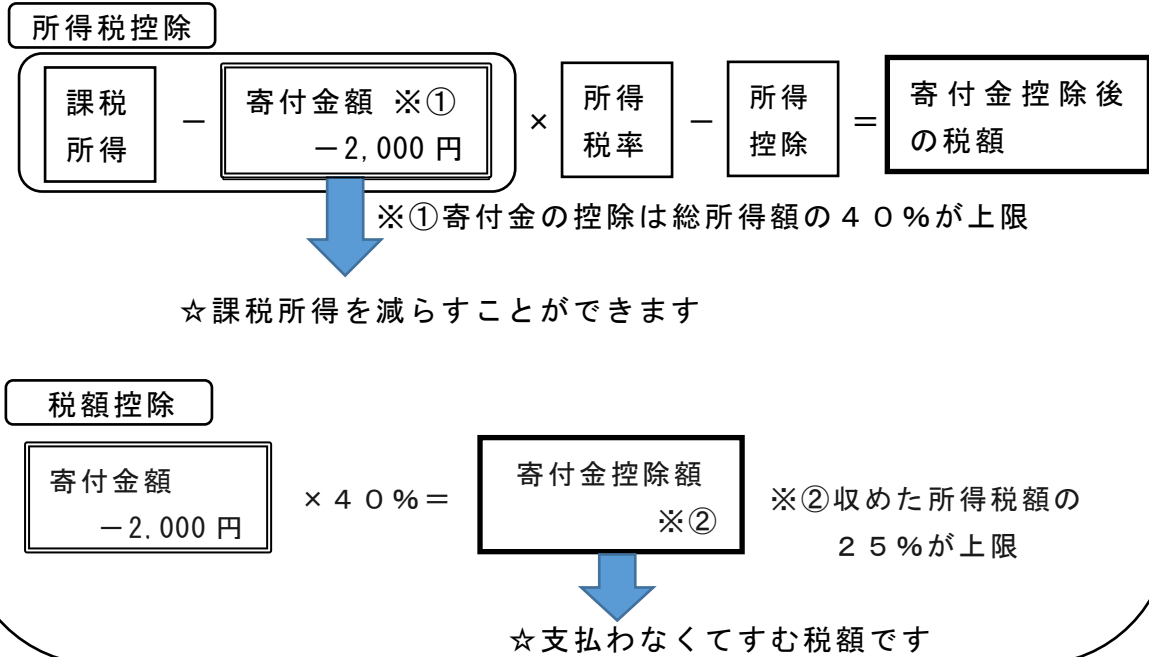


## 寄付金は税金の優遇措置が受けられます

ご協力いただいたご寄付につきましては、税法上特定寄付金として取り扱うことが可能で、確定申告をすることにより支払う税金を減らすことができます。

### <所得税の優遇措置>

所得税の優遇措置には、「所得税控除」と「税額控除」の二つがあります。寄付金に対する控除額が有利な（多い）方での申告をお願いします。



### <住民税の軽減>

#### 住民税

お住いの都道府県・市町村が、清真学園を「寄付金税額控除対象法人」として条例で指定している場合には住民税の控除も受けることができます。（お住いの自治体にご確認ください）

### <法人からの寄付>

#### 法人税

法人からの寄付金は法人税法上、全額損金算入が可能です。

ご寄付にご協力をいただいた際には、後日、税控除に必要な「特定寄付金受領証」及び「特定公益法人であることの証明書」をお送りします。

※寄付申込フォーム等で法人名を記載された方は、受領書は法人名となります。